

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート
(所管部署自己判定)

施設名 (高齢者福祉センター)

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	生活支援ハウスは、独立して生活することが困難、または不安で、家族による支援などが受けられない高齢者が一時的に入居して生活する施設であり公共性は高い。また、運営についての法的な特段の制限はなく指定管理制度の導入が可能であり、入所については市で決定するため公平性の担保もできる。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	介護サービス事業等については、民間事業所で運営されており、本施設についても民間事業者による安定的なサービス提供が可能である。また、民間事業者のノウハウの活用により利用者のニーズに合ったサービス提供が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	デイサービス等の介護サービスを行う民間事業者が運営することで、効率化によるコスト削減に加え、ノウハウによる高い質のサービス提供が期待できる。なお、使用料については、入居される高齢者の所得により軽費での入所となるため施設運営には、一定の税負担が必要となる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募) 【指導等内容】 ・モニタリングの徹底をすること ・業務委託料の精査をすること ・業務成果の把握をすること		○	(見直し等の場合時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート
(所管部署自己判定)

施設名 (三和町高齢者生活福祉センター)

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	生活支援ハウスは、独立して生活することが困難、または不安で、家族による支援などが受けられない高齢者が一時的に入居して生活する施設であり公共性は高い。また、運営についての法的な特段の制限はなく指定管理制度の導入が可能であり、入所については市で決定するため公平性の担保もできる。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	介護サービス事業等については、民間事業所で運営されており、本施設についても民間事業者による安定的なサービス提供が可能である。また、民間事業者のノウハウの活用により利用者のニーズに合ったサービス提供が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	デイサービス等の介護サービスを行う民間事業者が運営することで、効率化によるコスト削減に加え、ノウハウによる高い質のサービス提供が期待できる。なお、使用料については、入居される高齢者の所得により軽費での入所となるため施設運営には、一定の税負担が必要となる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする（公募） 【指導等内容】 ・適切な施設運営となるように留意すること ・売上目標や入居者目標を達成するための取組を考えること		○	（見直し等の場合時期について記載）

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

		施設名		(都市公園)	
チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	都市公園は住民の憩いや防災、環境保全、地域コミュニティの形成といった役割があり、特定の利用者に限らず市民全体に利益を生み出す施設である。また、本市の施策上の制限や法令等の制限もなく、専門性・特殊性も一定程度にとどまるため、指定管理者制度の導入が可能である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	現状では、公園や緑地管理について民間事業者による適切な管理運営がなされている。 また、地域や利用者等の要望に沿った対応や民間事業者が独自でイベントを開催することも十分可能であり、安定した経営や利用者ニーズに応じた柔軟なサービスの提供が可能であると判断できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	有料施設は利用料金収入があるが、基本的に公園は占用しない限り無料で利用できるものであり、また緑地管理も収入を生み出すものではない。収入のない公園や緑地については、税負担による施設管理が必要となるが、専門知識・専門技術を有する民間業者が管理運営を行うことで市直営より効率的な管理運営が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募) 【指導等内容】 ・収入増となるよう目標設定を行うこと ・指定管理者のノウハウをより活かすようにすること ・施設運営の課題への対策を模索すること		○	(見直し等の場合時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (福知山市動物園)

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	都市公園である三段池公園内に教養施設として設置されている当該施設は、年代を問わず学習・レクリエーション等の場として利用されており、公益性の高い施設である。また本市の施策上の制限や法令等の制限もなく、専門性・特殊性も一定程度にとどまるため指定管理者制度の導入が可能である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	現状では、民間事業者による適切な管理運営がなされている。また、地域や利用者等の要望に沿った対応や民間事業者が独自でイベントを開催することも十分可能であり、安定した経営や利用者ニーズに応じた柔軟なサービスの提供が可能であると判断できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	利用料金のみでの管理運営は困難であり、指定管理料と利用料金により施設の管理運営を行っている。専門性を持った民間事業者が管理運営を行うことにより専門知識や専門技術を活かし、市直営よりも効率的な管理運営が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募) 【指導等内容】 ・収入増となるよう目標設定を行うこと ・指定管理者のノウハウをより活かすようにすること ・施設運営の課題への対策を模索すること		○	(見直し等の場合時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (三段池公園スポーツ施設)

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。) ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。 ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○	○	三段池公園内のスポーツ施設は、スポーツ施設が集約する京都府北部における主要スポーツ拠点であり、市民のスポーツ活動のほか、全国的なスポーツ大会や各種催し物にも利用されている。 施設の運営にあたっては、利用者の幅広いニーズに即した対応が可能となる民間事業者による指定管理者制度の導入による管理運営が妥当と評価する。
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。 ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○	○	他市においても、スポーツ施設の管理運営には広く指定管理者制度が導入されており、同種のサービスを安定的に導入できる事業者が存在する。 これらの事業者は業務ノウハウやコスト管理に長けており、市の直営に比べて効率的かつ安定的な運営が期待できる。
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。 ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。 ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、管理運営に係る経費を抑制することができる。 市民のスポーツ活動の拠点である社会体育施設であり、利用料金が低額であるため、施設の収益性は低く、利用料金のみでの運営は困難である。
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募) 【指導等内容】 - 施設運営の課題への対策を模索すること - 幅広い層の市民に利用いただける施設を目指すこと - 指定管理者のノウハウをより活かすようにすること	○		(見直し等の場合時期について記載) 「福知山市スポーツ推進計画 中間・評価見直し(～R10)」において三段池公園内のスポーツ施設は、必要な機能の拡充を加え、維持存続するとしており、今後はさらなる活用の促進等も目指した管理運営を継続する。

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名 (市民体育館・市民運動場・
長田野運動施設(体育館、運動場、庭球場))

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	市民体育館等は、市民からの利用需要が高く、市民スポーツ振興の中核的な施設として、利用者の年齢層も幅広く少年期のスポーツ活動から高齢者の健康づくりまで幅広く利用されている施設である。 市民がスポーツ活動に参加する機会の充実や活動支援の充実を図るための公の施設として、指定管理者による管理運営が妥当であると評価する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	他市においても、スポーツ施設の管理運営には広く指定管理者制度が導入されており、同種のサービスを安定的に導入できる事業者が存在する。 これらの事業者は業務ノウハウやコスト管理に長けており、市の直営に比べて効率的かつ安定的な運営が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、管理運営に係る経費を抑制することができる。 市民のスポーツ活動の拠点である社会体育施設であり、利用料金が低額であるため、施設の収益性は低く、利用料金のみでの運営は困難である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の延長を可とする 【指導等内容】 ・施設運営の課題への対策を模索すること ・幅広い層の市民に利用いただける施設を目指すこと ・指定管理者のノウハウをより活かすようにすること	○		(見直し等の場合時期について記載) 「福知山市スポーツ推進計画 中間評価・見直し(～R10)」では、地域特性も考慮した必要な長寿命化や機能充実、統廃合などについて、公共施設マネジメントとの整合を図り施設の整備を進めるとしており、計画期間内に管理運営も含めた在り方を検討していく。